

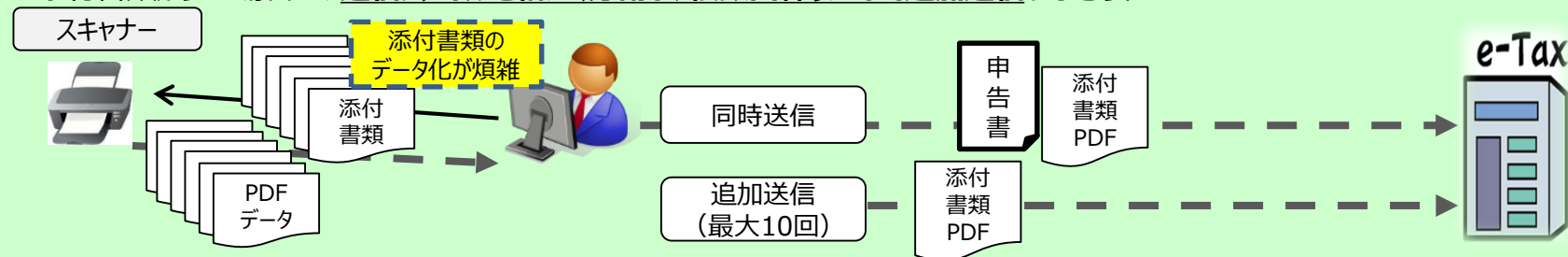
e-Taxによる相続税申告の添付書類の提出方法の拡充（概要）

概要

相続税の申告書をe-Taxにより提出する場合、添付書類については、イメージデータ（PDF形式）による送信、又は書面による別送に限られていました。相続税においては、申告書に添付いただいている書類が多いため、**必要に応じて光ディスク又は磁気ディスク（以下「光ディスク等」という。）**により添付書類を提出できるよう、**提出方法を拡充し、利便性の向上を図ります。**

これまで

- 添付書類は、スキャナー等により「イメージデータ（PDF形式）」に変換することで送信可能。
- イメージデータの送信可能容量は、**最大11回の送信で1回当たり8.0MB、最大88.0MB。**
- 添付書類が多い場合は、**送信ファイルを細かく分割し、複数回繰り返して追加送信**する必要。



令和4年4月1日から

※令和4年4月1日以後に行う相続税e-Taxによる申告手続

- 添付書類については、イメージデータの送信によるほか、光ディスク等による提出を可能とし、その提出方法を拡充。
- 光ディスク等1枚当たり1,000ファイルまで、1ファイル当たり50MBまで保存可能。**

